（参加のための条件）
第３条の２　契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号）第５条第１項第一号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　財務担当取締役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約細則第７条第１項に定める競争参加資格の審査については、随時に、行わなければならない。
２　前項の審査については、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、資格を認定したときは、合理的に短い期間内に、登録が許可されたかどうかをホームページへの掲載の方法により公表しなければならない。
３　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により一般競争に参加するために必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項及び契約細則第７条第２項に規定する申請の時期、方法等について、官報により公示しなければならない。
４　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
５　財務担当取締役は、契約細則第７条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに当該資格の基本となるべき事項及び契約細則第７条第２項に規定する申請の時期、方法等について、官報により公示しなければならない。
６　財務担当取締役は、第３項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　調達する物品等又は特定役務の種類
二　契約細則第７条第１項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）
第５条　契約責任者が特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、官報により所定の事項を公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。
一　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　10日
イ　調達の内容
ロ　入札期日として予定する日付
ハ　調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
ニ　第10条に規定する文書を交付する場所
ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）
二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日
三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合
ロ　第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　13日
ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日
２　契約責任者は、入札者又は落札者がない場合若しくは落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮できないものとする。
（一般競争公告をする事項）
第６条　一般競争公告は、次に掲げる事項とする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達に係る入札の一般競争公告の日付
七　契約細則第12条の規定による申請の時期及び場所
八　第10条に規定する文書の交付に関する事項
九　落札者の決定の方法
２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約責任者は、第１項の公告において、契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。
一　調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は契約細則第12条の規定による申請の時期
三　契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称
（指名競争の公示等）
第７条　第５条第１項の規定及び前条の規定は、契約責任者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第５条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第一号及び前条第２項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第５条第１項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一号から第五号中「事項」とあるのは「事項及び契約細則第30条第２項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第七号中「契約細則第12条」とあるのは「契約細則第34条において準用する契約細則第12条」と読み替えるものとする。
２　契約細則第30条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号、第三号から第五号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　財務担当取締役は、契約責任者が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約細則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が契約細則第７条第１項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約細則第７条第１項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、契約細則第30条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第２項及び第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条